

第1問 (45点)

下記の各取引について仕訳しなさい。ただし、勘定科目は、各取引の下の勘定科目から最も適切と思われるものを選び、記号で解答すること。

- 今川商店に商品 ¥ 700,000 を販売した。代金のうち ¥ 300,000 はすでに受け取っていた手付金と相殺し、残額は掛けとした。
ア. 未収入金 イ. 仮受金 ウ. 売上 エ. 受取手形 オ. 売掛金 カ. 前受金
- 営業活動で各地を移動するさいに利用する非接触型 IC カードに現金 ¥ 10,000 を入金した。なお、当社は IC カードに入金したさいに全額を費用計上する方法を用いている。
ア. 仮払金 イ. 現金 ウ. 前払金 エ. 通信費 オ. 旅費交通費 カ. 未払金
- 前期に発生した売掛金 ¥ 150,000 が貸し倒れた。なお、貸倒引当金の残高は ¥ 120,000 である。
ア. 貸倒損失 イ. 雑損 ウ. 貸倒引当金 エ. 売掛金 オ. 売上 カ. 貸倒引当金繰入
- 事務機器（取得原価：¥ 800,000、残存価額：ゼロ、耐用年数：5年、償却方法：定額法、記帳方法：間接法）を3年間使用してきたが、4年目の期首に ¥ 300,000 で売却し、代金は現金で受け取った。
ア. 備品 イ. 減価償却費 ウ. 備品減価償却累計額 エ. 固定資産売却損 オ. 現金
カ. 固定資産売却益
- 決算において、現金の手許有高を調べたところ、帳簿残高は ¥ 580,000 であるのに対して、実際有高は ¥ 578,000 であった。原因を調査した結果、旅費交通費 ¥ 11,000 の支払い、手数料の受取額 ¥ 8,800 の記入漏れが判明した。なお、残りの金額は原因が不明であるため、適切な処理を行う。
ア. 旅費交通費 イ. 雑益 ウ. 現金過不足 エ. 雑損 オ. 受取手数料 カ. 現金
- 前期末の決算において貯蔵品の棚卸しを行ったところ、収入印紙 ¥ 2,000 と郵便切手 ¥ 4,200 が未使用のまま残っていることが判明したため、適切な勘定に振り替えた。当期首において再振替仕訳を行う。
ア. 通信費 イ. 繰越商品 ウ. 損益 エ. 租税公課 オ. 仕入 カ. 貯蔵品
- 株主総会において、以下のように繰越利益剰余金の処分が行われた。
株主配当金：¥ 400,000 利益準備金積立額：¥ 40,000
ア. 利益準備金 イ. 繰越利益剰余金 ウ. 損益 エ. 未払配当金 オ. 資本金 カ. 預り金
- 増資を行うため、株式 500 株を 1 株あたり ¥ 1,000 の価額で発行し、全額の払込みを受け、払込金は普通預金とした。なお、発行価額の全額を資本金とする。
ア. 利益準備金 イ. 普通預金 ウ. 資本金 エ. 繰越利益剰余金 オ. 損益 カ. 当座預金

9. 損益勘定の記録によると、当期の収益総額は ¥ 1,000,000、費用総額は ¥ 950,000 であった。この差額を繰越利益剰余金勘定へ振り替える。

ア. 繰越利益剰余金 イ. 資本金 ウ. 利益準備金 エ. 損益 オ. 雑益 カ. 雑損

10. 店舗拡張のため、土地 500 m²を 1 m²につき ¥ 15,000 で購入し、代金は登記費用 ¥ 150,000 とともに小切手を振り出して支払った。

ア. 現金 イ. 支払手数料 ウ. 当座預金 エ. 土地 オ. 未払金 カ. 租税公課

11. 従業員のために立て替え払いしていた ¥ 100,000 について、本日、全額を現金で回収した。

ア. 従業員預り金 イ. 貸付金 ウ. 従業員立替金 エ. 現金過不足 オ. 売掛金 カ. 現金

12. 上杉商店に商品 ¥ 500,000 を販売した。代金のうち ¥ 400,000 は以前に当社が振り出した約束手形を受け取り、残額は現金で受け取った。

ア. 受取手形 イ. 売掛金 ウ. 現金 エ. 売上 オ. 支払手形 カ. 未収入金

13. 北条商店に対する貸付金 ¥ 1,000,000 を、3 か月分の利息（月割計算）とともに、同店振り出しの小切手で回収した。なお、利息は年利 2% で計算する。

ア. 受取利息 イ. 借入金 ウ. 現金 エ. 支払利息 オ. 当座預金 カ. 貸付金

14. 電子記録債務 ¥ 300,000 の支払期日が到来し、当座預金口座から引き落とされた。

ア. 電子記録債権 イ. 買掛金 ウ. 電子記録債務 エ. 現金 オ. 当座預金 カ. 普通預金

15. 南蛮商会から販売用の商品を仕入れ、商品とともに以下の納品書を受け取った。なお、代金は月末にまとめて支払うことになっており、消費税は税抜方式で記帳処理している。

納品書			
天下布武株式会社 御中			南蛮商会
商品名	数量	単価	金額
ウルトラマリン (絵具)	1	¥ 50,000	¥ 50,000
ゴールド (絵具)	2	¥ 5,000	¥ 10,000
シルバー (絵具)	3	¥ 1,000	¥ 3,000
小計			¥ 63,000
消費税			¥ 6,300
合計			¥ 69,300

ア. 未払金 イ. 仕入 ウ. 仮払消費税 エ. 支払手数料 オ. 仮受消費税 カ. 買掛金

第2問 (20点)

(1) 以下の【資料】にもとづいて各勘定に必要な記入を行ったうえで、①～⑤に当てはまる適切な金額または勘定科目(語句)を答えなさい。

【資料】

前期の取引

12月1日	得意先に ¥ 3,000,000 を貸し付け、1年分の利息 ¥ 120,000 を差し引いた残額を小切手を振り出して支払った。
3月31日	決算において、貸付金にかかる利息を適切に処理した。

当期の取引

4月1日	期首において再振替仕訳を行った。
10月1日	得意先に ¥ 2,000,000 を貸し付け、9か月分の利息 ¥ 60,000 を差し引いた残額を現金で支払った。
11月30日	前期に貸し付けた ¥ 3,000,000 が返済され、全額が普通預金口座に振り込まれた。
3月31日	決算において、貸付金にかかる利息を適切に処理した。

受取利息

3/31	() ()	4/1	() (③)
"	(②) ()	10/1	() ()
	()		()

(①) 利息

4/1	() ()	4/1	前期繰越 ()
3/31	() ()	3/31	(④) ()
	()		()
		4/1	前期繰越 (⑤)

(2) 次の(⑥)から(⑩)に当てはまる最も適当な語句を、以下の【語群】から選んで記号で答えなさい。

商品を仕入れたさいに発生する費用を仕入諸掛りといい、当社が負担すべき諸掛りを支払った場合は(⑥)に含めて処理し、仕入先が負担すべき諸掛りを立て替えて支払った場合は(⑦)を計上して処理するか、(⑧)から差し引いて処理する。

一方、商品を売り上げたさいに発生する費用を売上諸掛りといい、当社が負担すべき諸掛りを支払った場合は(⑨)などで処理し、得意先が負担すべき諸掛りを立て替えて支払った場合は(⑦)を計上して処理するか、(⑩)に含めて処理する。

【語群】

- ア. 売掛金 イ. 仮払金 ウ. 立替金 エ. 買掛金 オ. 預り金
 カ. 売上 キ. 受取手数料 ク. 仕入 ケ. 発送費 コ. 支払手数料

第3問 (35点)

会計期間を4月1日から3月31日までとする武田製造所の、×2年度末における次の【決算整理前残高試算表】および【決算整理事項等】にもとづいて、答案用紙の貸借対照表と損益計算書を完成させなさい。

【決算整理前残高試算表】

決算整理前残高試算表
×3年3月31日

借方	勘定科目	貸方
1,797,600	現金	
	現金過不足	5,000
821,400	普通預金	
479,600	受取手形	
545,800	売掛金	
50,000	仮払法人税等	
245,000	繰越商品	
2,700,000	建物	
800,000	備品	
	支払手形	383,800
	買掛金	403,200
	貸倒引当金	50,000
	建物減価償却累計額	540,000
	備品減価償却累計額	400,000
	資本金	4,500,000
	繰越利益剰余金	500,000
	売上	2,996,200
	受取家賃	117,000
	受取手数料	10,100
1,792,800	仕入	
440,000	給料	
152,100	広告宣伝費	
81,000	保険料	
9,905,300		9,905,300

【決算整理事項等】

- 現金過不足の原因を調査した結果、広告宣伝費 ¥ 3,200 の支払い、および手数料の受取額 ¥ 6,800 が未記帳であることが判明した。
なお、残りの金額は原因が不明なので、決算において適切な処理を行うことにした。
- 得意先天目山商店が倒産し、前期に発生した同店に対する売掛金 ¥ 8,500 と、当期に発生した同店に対する売掛金 ¥ 4,900 が回収不能となったが、この取引が未記帳であることが判明した。
- 決算日の前日に掛けで販売した商品に品違いがあり、売価 ¥ 12,000 (原価 ¥ 10,000) の商品が返品されたが、この取引が未記帳であることが判明した。
- 期末商品棚卸高は ¥ 200,000 である。なお、この金額には上記の返品分は含まれていない。
- 建物 (耐用年数は30年、残存価額はゼロ) および備品 (耐用年数は4年、残存価額はゼロ) について定額法により減価償却費を計上する。
- 給料の未払分が ¥ 40,000 ある。
- 受取手形と売掛金の期末残高に対して、差額補充法により4%の貸倒引当金を設定する。
- 保険料はかねてより所有している建物に対するもので、毎年同じ金額を10月1日に向こう1年分支払っている。
- 受取家賃は所有する建物の一部の賃貸によるもので、偶数月の月末にむこう2か月分として ¥ 18,000 を受け取っている。
- 当期の法人税等が ¥ 120,000 と計算されたため、仮払法人税等との差額を未払法人税等として計上する。